

広島県の公益通報に対する対応について

この件（個別指導直前に届いた国保審査結果連絡書と個別指導での県指導監査専門医山本先生による全身麻酔並みの検査をしているという発言）については、公益通報という手段で、広島県公益通報窓口（雇用労働政策課）や担当課に直接、何回か対応をお願いしてきた経緯があります。

中国四国厚生局に行った公益通報に対して、この件は県指導監査専門医山本先生による情報漏洩の疑いがあり、広島県公益通報窓口への教示書が作成されています。この件は県指導監査専門医山本先生が、指導と国保審査で当院の担当をすることで成しえた自作自演であったことが昨年（令和7年）になってようやく判明しますが、この中国四国厚生局の教示書に対する、広島県の対応によっては、この時点（令和元年）で、この件は解決していたのではないかと思います。不思議でなりません。

雇用労働政策課の主張は、私と国保基金（連合会）との間に雇用関係がないので労働者ではないから、公益通報者ではないので公益通報にあたらぬというものでした。

- ① 公益通報者保護制度の地方公共団体のガイドラインによると、通報者の属性に関わらず問題ある事案である場合は、対応するよという記載があります。公益通報（公益通報者）であるか否かは別として、中国四国厚生局が通報対象事実として県指導監査専門医山本先生の情報漏洩があるのではないかと調査が必要と判断しているのに、なぜ担当課に対応を求めることなく、しかも制度上の間違いがあるとまでして撃退したのか。
- ② 節目になる公的な文書ですが理由の記載は「以前からメール等により回答」と記載し、具体的に記載されない。
- ③ 昨年開示請求した私が広島県に対して今まで行った公益通報リストには、この令和1年6月27日付け公益通報は漏れていました。個人的には強烈な文面に感じた回答ですが、リストからは漏れていました。
- ④ 保険診療契約の概念に従えば、私は保険医として診療という行為に対して診療報酬をいただいております、国保連合会との間に契約関係はあり、この件に関しては労働者になるのではないかと、公益通報者になるのではないかと考えています。